

これまでに質問のあった事項に関する回答

No	質問項目	質問事項	回答内容
1	福祉施設の概要	駐車場が3台+車寄せとありますが、これ以上の台数を確保してもらうことは可能か。3台ではとても足りません。	市営住宅敷地内において、これ以上の駐車場を確保することはできません。各自、近隣の駐車場の確保をお願いします。
2	福祉施設の概要	予備室の用途について、休憩室・更衣室の機能を事務室の中へ移動し、予備室を個室として利用することは可能ですか。	可能です。 関係法令を遵守し使用するのであれば、各部屋の用途に制限はありません。
3	福祉施設の概要	内部造作により、デイルームの一部を個室へと変更することは可能でしょうか。	ご提案にあった内部造作は不可とします。
4	応募要件等	定款の目的の記載について、「地域密着型サービス事業」としていれば、応募資格があるか。	現時点で、定款にそのような記載がなくても応募は可能です。指定申請を行うまでに定款に追記すればよいです。 補足として、看多機のみの運営であれば、「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」、居宅サービス(訪問看護等)も一体的に運営する場合は、「介護保険法に基づく居宅サービス事業」、「健康保険法に基づく訪問看護事業」などと、必要に応じて指定申請までに追記してください。
5	応募要件等	活用できる補助金名や補助額について教えてください。	「那覇市地域医療介護総合確保基金事業補助金」の案内を予定しています。 しかし、財源確保が確実でないため、二次的な活用となります。 補助額(上限):約700万円 対象経費:需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 ※開設前6月以内の経費に限る。

No	質問項目	質問事項	回答内容
6	その他	今回は、再公募となっているが前回応募者がなかつたのは、どのような理由が挙げられるか。	<p>高齢者福祉施設分として確保できている駐車場が、3台と車寄せしかなく、職員の駐車場を考慮すると少ないという意見が複数ありました。</p> <p>意見を受けて、その後、関係部署等と協議を重ねてきましたが、確保することができませんでした。</p>
7	その他	看多機の収支のイメージが出来るような資料があれば提供してほしい。	<p>日本看護協会ホームページに掲載しているパンフレットにモデルとなる収入の試算が公開されていますので、それらを参考にしながら支出(職員数や給与)について検討されてみてはいかがでしょうか。</p> <p>【日本看護協会ホームページ】</p> <p><a href="https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/kantaki/index.html">https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/kantaki/index.html</a></p> <p>※パンフレットの無断転載が禁止されているため、パンフレット掲載場所をご案内いたします。</p> <p>ホーム&gt;看護職の皆さまへ&gt;在宅(地域)&gt;看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)&gt;看多機紹介動画・パンフレット&gt;開設の手引き(20ページ)</p>